

島根県スキー連盟運営規則の一部改正

平成 8 年 11 月 4 日 制定
 平成 9 年 11 月 3 日 改正
 平成 10 年 10 月 31 日 改正
 平成 11 年 10 月 31 日 改正
 平成 13 年 11 月 3 日 改正
 平成 14 年 11 月 4 日 改正
 平成 17 年 11 月 3 日 改正
 平成 18 年 11 月 3 日 改正
 平成 20 年 10 月 4 日 改正
 平成 21 年 10 月 3 日 改正
 平成 22 年 10 月 2 日 改正
 平成 23 年 10 月 1 日 改正
 平成 25 年 9 月 28 日 改正
 平成 30 年 9 月 22 日 改正
 令和 2 年 9 月 26 日 改正
 令和 3 年 10 月 2 日 改正
 令和 4 年 10 月 1 日 改正
 令和 5 年 9 月 30 日 改正

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第 3 章 専門部の設置 (専門部の設置)</p> <p>第 4 条 本連盟規約第14条第 3 項の規定に基づき、次の専門部を設置する。</p> <p>(1) 競技部 (2) 教育部</p> <p>(専門部の業務分掌)</p> <p>第 5 条 競技部は、次の業務を分掌する。</p> <p>(1) <u>競技スキー</u>の普及及び強化に関する こと。</p> <p>(2) <u>競技スキー</u>関係行事の運営に関する こと。</p> <p>(3) <u>競技スキー</u>選手の育成・強化及び派遣 に関すること。</p> <p>(4) <u>公認スキー</u>競技会の認定に関する こと。</p> <p>(5) <u>競技スキー</u>関係記録等の整理並びに 記録等の作成に関すること。</p> <p>(6) その他競技スキーに関する こと。</p> <p>2. 教育部は、次の業務を分掌する。</p> <p>(1) 基礎スキー・スノーボードの普及及び 強化に関すること。</p> <p>(2) 基礎スキー・スノーボード関係行事の</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 専門部の設置 (専門部の設置)</p> <p>第 4 条 本連盟規約第14条第 3 項の規定に基づき、次の専門部を設置する。</p> <p>(1) 競技部 (2) 教育部</p> <p>(専門部の業務分掌)</p> <p>第 5 条 競技部は、次の業務を分掌する。</p> <p>(1) <u>競技スキー・スノーボード</u>の普及及び強 化に関すること。</p> <p>(2) <u>競技スキー・スノーボード</u>関係行事の運 営に関すること。</p> <p>(3) <u>競技スキー・スノーボード</u>選手の育成・ 強化及び派遣に関すること。</p> <p>(4) <u>公認スキー・スノーボード</u>競技会の認定 に関すること。</p> <p>(5) <u>競技スキー・スノーボード</u>関係記録等の 整理並びに記録等の作成に関する こと。</p> <p>(6) その他<u>競技スキー・スノーボード</u>に関す ること。</p>

運営に関すること。

(3) 基礎スキー・スノーボード指導員及び選手の育成及び強化に関すること。

(4) 各種検定会、講習会及び研修会の開催に関すること。

(5) 公認資格者の審査、認定に関すること。

(6) スキー・スノーボードの安全・傷害防止対策に関すること。

(7) スキー学校の指導育成及び強化に関すること。

(8) 基礎スキー・スノーボード関係記録等の整理並びに記録等の作成に関すること。

(9) その他基礎スキー・スノーボードに関すること。